

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表		改正案	別表		現行
路線名	指定区間		路線名	指定区間	
一 百五十五号	略		一 百五十五号	略	
百五十六号	岐阜市茜部新所一丁目二十三番から郡上市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び富山県東礪波郡庄川町小牧字矢ヶ瀬七十三番一から高岡市上四屋六百六十三番の一まで		百五十六号	岐阜市茜部新所一丁目二十三番から岐阜県郡上郡白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び富山県東礪波郡庄川町小牧字矢ヶ瀬七十三番一から高岡市上四屋六百六十三番の一まで	
百五十七号	略		百五十七号	略	
百五十八号	福井県大野郡和泉村東市布式吉字鮭ヶ洞一番一から郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで（福井県大野郡和泉村東市布式吉字鮭ヶ洞一番一から同村東市布式〇字阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番二、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番四百九十四、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百五十八、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百一及び同町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を経て同町向小駄良字下毛巾六十五番二までを除く。）及び岐阜県大野郡清見村大字夏厩字西ヶ洞千七百七十七番二から同村大字牧ヶ洞字中島二千三百三十八番一まで（同村大字夏厩字		百五十八号	福井県大野郡和泉村東市布式吉字鮭ヶ洞一番一から岐阜県郡上郡白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで（福井県大野郡和泉村東市布式吉字鮭ヶ洞一番一から同村東市布式〇字阪ノ谷一番一、岐阜県郡上郡白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番一、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番四百九十四、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百五十八、同町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百一及び同町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を経て同町向小駄良字下毛巾六十五番二までを除く。）及び同県大野郡清見村大字夏厩字鳩戸屋千四百六十番九から同村大字夏厩字家之垣津三百九十五番まで	

<p>四百七十八号 、 五百六号</p>	<p>四百七十五号</p>	<p>百五十九号 、 四百七十四号</p>	
<p>略</p>	<p>豊田市琴平町宮久後六百八十五番一から岐阜県養老郡養老町大跡字東畑八百五十五番一まで及びいなべ市北勢町阿下喜字樋之口百三十五番三から四日市市北山町字中の山千九百九番の五まで</p>	<p>略</p>	<p>クゴタ千百五十番一から同村大字夏厩字野首九百四十二番六、同村大字夏厩字北平五百九十七番一及び同村大字牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番二十六を経て同村大字牧ヶ洞字中島二千三百三十八番一までを除く。）</p>

<p>四百七十八号 、 五百六号</p>	<p>四百七十五号</p>	<p>百五十九号 、 四百七十四号</p>	
<p>略</p>	<p>豊田市琴平町宮久後六百八十五番一から岐阜県養老郡養老町大跡字東畑八百五十五番一まで及び三重県員弁郡北勢町大字阿下喜字樋之口百三十五番から四日市市北山町字中の山千九百九番の五まで</p>	<p>略</p>	